

岡山県製造業設備投資サポート資金融資制度要綱

制 定 平成24年3月23日
岡山県告示第209号
最終改正 平成27年9月18日

(目的)

第1条 この要綱は、円高の影響等により海外企業との競争の激化や国内企業の海外移転が懸念されることに鑑み、県内において事業を営む中小製造業者等の設備投資に必要な資金の融通を円滑にすることにより競争力の強化を支援し、もって県内経済の振興を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小製造業者等 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する中小企業者並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合であつて、製造業（日本標準産業分類における大分類の定義による。）に属する事業を主たる事業として営む者（ロにおいて「中小製造業者」という。）であること。

ロ 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号に規定する事業協同組合、同項第2号に規定する事業協同小組合、同項第5号に規定する協同組合連合会、同項第7号に規定する協業組合若しくは同項第8号に規定する商工組合又は酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第3条に規定する酒造組合であつて、中小製造業者で組織するものであること。

(2) 保証協会 岡山県信用保証協会をいう。

(3) 金融機関 知事が指定する取扱金融機関をいう。

(4) 責任共有制度 責任共有制度要綱（平成18年9月28日付け平成18.09.12中庁第2号中小企業庁長官通知）に基づく信用保証制度をいう。

(融資制度を利用する者の資格等)

第3条 この要綱に定める融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する資格を有する者は、県内に主たる事業所を有し、又は県外から転入し新たに県内に主たる事業所を設置しようとする中小製造業者等（県外から転入しようとする者にあつては、県内に主たる事業所を設置する具体的な計画があり、現に事業所の設置に着手しているものに限る。）であつて、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 県税を滞納していないこと。

(2) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(3) 保証協会（他の信用保証協会を含む。）の求償権に対して弁済義務を有していないこと。

(4) 現に保証協会の保証を受けている者にあつては、保証を受けた融資の償還が適正になされていること。

(5) 新たに許可、認可、登録等を必要とする業種を営もうとする場合には、金融機関による融資の実行（融資が保証協会の保証付きの場合は、保証協会による保証の承諾）までに、当該許可等を取得していること。

(6) 融資制度を利用する者（法人にあつては役員を含む。）が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

ロ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ハ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

2 融資制度の対象となる設備投資は、競争力強化を図るためのものであつて、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

(1) 生産性の向上を目的とするもの

(2) 新分野進出を目的とするもの

(3) 新製品の開発・生産等を目的とするもの

(4) その他知事が特に必要と認めるもの

（認定）

第4条 融資制度を利用しようとする者は、あらかじめ別に定めるところにより認定を受けなければならない。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 資金使途 機械設備の取得及びこれに伴う工場等の整備に必要な設備資金（土地の取得資金を除く。）

(2) 融資限度額 1億円（ただし、県外に主たる事業所を有する中小製造業者等が、新たに県内に主たる事業所を設置しようとする場合であつて、知事が必要と認めるときは2億円とする。）

(3) 融資期間 10年以内（うち据置期間2年以内）

(4) 償還方法 原則として月賦償還

(5) 融資利率（変動金利）

イ 保証付き（責任共有制度の対象）の場合 年1.5パーセント以内

ロ 保証付き（責任共有制度の対象外）の場合 年1.35パーセント以内

ハ 保証なしの場合 年1.35パーセント以内

(6) 担保及び保証人 金融機関又は保証協会の定めるところによる。

(7) 信用保証 必要に応じて保証協会の保証に付するものとし、保証に付する場合の1年当たりの保証料は、平成18年経済産業省告示第44号に規定するモデル（以下「CRDモデル」という。）によって保証料率が定まるものについては保証協会が定める区分ごとに、次の表の保証料率で算定するものとする。ただし、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第21条に規定する保険事故の発生率を算出で

きない場合に該当する者については、同表の区分5を適用し、CRDモデルによらず保証料率が定まるものについては保証協会所定の保証料率とする。

(単位：%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率 (年率)	1.32	1.20	1.04	0.88	0.72	0.70	0.70	0.50	0.35

(融資の申込方法等)

第6条 融資を受けようとする者は、金融機関が定める融資申込書及び保証協会が定める信用保証申込書（保証協会の保証に付する場合に限る。）に、第4条の認定を証する書類その他金融機関又は保証協会（保証協会の保証に付する場合に限る。）が指示する書類等を添付して、金融機関（信用保証申込書については金融機関又は保証協会）へ申し込むものとする。

(融資を受けた者の遵守事項)

第7条 融資を受けた者は、当該資金を融資目的以外の目的に使用してはならない。

(事後調査)

第8条 知事は、融資対象設備の設置後、設備の稼働状況及び設備投資の効果について調査するものとする。

(報告)

第9条 金融機関又は保証協会は、融資又は保証の実績について、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

(経費の補助)

第10条 知事は、予算の範囲内で、この制度の運用に必要な経費の一部を金融機関又は保証協会に補助するものとする。

(調査)

第11条 知事は、第8条に定める場合のほか、必要があると認めるときは、この要綱に基づく融資について調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 平成26年4月1日以後この要綱に基づく新規の融資については、第3条から第6条までの規定にかかわらず、当分の間行われぬものとし、同日前までに第4条の認定を受けたもの（融資が保証協会の保証付きの場合は、同日前までに保証協会が保証の申込みを受け付けたもの）については、なお従前の例により行われるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第153号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年岡山県告示第487号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年岡山県告示第173号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年岡山県告示第447号）

この告示は、平成27年10月1日から施行する。